

令和3年度 第2回精華町入札調査監視委員会 議事録

日時	令和3年8月17日(火) 9時30分～10時40分
場所	精華町役場 5階 501・502会議室
出席委員	委員長 大植 辰治(副町長) 副委員長 西島 博一(事業部長) 委員 岩橋 威夫(総務部長)、田中 真人(住民部長)、 岩前 良幸(健康福祉環境部長)、山口 治(事業部次長)、 浦本 佳行(教育部長)、内田 昌輝(消防長)、 木村 健司(上下水道部長)
議事概要	1. 開会 2. 抽出案件の検証について 3. その他 次回抽出委員の選出(山口委員を選出) 4. 閉会
検証対象案件	令和3年4月1日～令和3年6月30日に契約締結された予定価格130万円未満の建設工事及び除草、剪定その他の建設工事に関する業務
抽出案件一覧	【①せいかジョブポイント」開設に係る役場庁舎執務室改修工事業務(社会福祉課)】 【②令和3年度 道路反射鏡設置工事(自治振興課)】 【③令和3年度 町営住宅味噌柿団地内排水路維持管理業務委託(検査住宅課)】 【④令和3年度 町営住宅出森団地B棟インターホン更新工事(営繕室)】 【⑤令和3年度 道路等照明灯緊急対応維持修繕工事(建設課)】
検証件数	5件(随意契約4件、一般競争入札1件) ※対象件数7件
委員会意見	委員会において、具申すべき特段の意見等はない。

議事

●検証案件

①「せいかジョブポイント」開設に係る役場庁舎執務室改修工事業務

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・実施可能な業者が1者のみといえる理由はなにか。 ・製品の新規購入等は他の業者では難しいというの は分かるが、施工に関しては実施可能な業者が1者のみとはいえない。複数の業者に見積を依頼すべき。 ・設計書の数量単位が全て一式になっているが、内訳書はあるか。 ・施工費が一式表示だと、他の業者と価格の比較ができず、実施可能な業者が1者のみか明確にならない。 	<p>既存製品の事前調査、出入口の壁の仕様変更が必要になるため、既存製品を作成している業者以外では難しいと判断した。</p> <p>製品代の内訳はあるが、施工費は一式表示で内訳がない。</p>

②令和3年度 道路反射鏡設置工事

意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・施工実績の提出等は求めているのか。 	<p>求めていない。過去の施工実績の履歴をこちらで確認した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の金額に差がある 	<p>仕様書において、材質を定めているので、</p>

が、品質の差か。 ・無効と不着の違いはなにか。	品質に差はない。 無効は、見積書が求めている内容と異なっていたため無効とした。不着は、見積書が提出されなかったため不着とした。
--------------------------------	--

③令和3年度 町営住宅味噌柿団地内排水路維持管理業務委託

意見・質問	回答等
・一般競争入札の契約方法をとった理由はなにか。	管理業務委託で、予定価格が随意契約とすることができる金額を上回っているため。
・抽選となっているが、積算しやすい業務なのか。	項目が少なく、積算しやすい。

④令和3年度 町営住宅出森団地B棟インターホン更新工事

意見・質問	回答等
・電気工事の許可を有した町内に本社・本店を置いている入札参加者名簿登録業者は4者なのか。	5者ですが、うち1者は土木一式工事をメインにしておられ、かつ町営住宅の修繕実績が無かったので除いて、電気工事を主としている4者に見積依頼をした。
・落札率が59%なのはなぜか。その分析は。	落札業者は過去に施工実績もあり、現地を熟知しているため、この価格で施工可能と判断されたと推測している。

⑤令和3年度 道路等照明灯緊急対応維持修繕工事

意見・質問	回答等
・見積提出時に内訳書がなかったという理由で3者が無効になっている。この	初めてです。今回から初めて内訳書の提出を求めた。

<p>様な事態は初めてか。</p> <p>・案件④と同じ電気工事なのに見積依頼業者数が異なる理由はなにか。</p>	<p>建設課発注の電気工事の一般競争入札には、案件④で依頼していない業者も参加して落札した経過がある。建設課の印象では電気工事もされる業者だから見積依頼をした。</p>
---	--